

## 第 10 回 RD 最終処分場問題対策委員会 概要

日 時	平成 19 年 12 月 27 日 ( 木 ) 10 : 00 ~ 12 : 55
場 所	滋賀県庁 新館大会議室 ( 7 階 )
出席委員	委員 : 岡村委員長、木村副委員長、池田委員、乾澤委員、江種委員、尾崎委員、梶山委員、勝見委員、高橋委員、竹口委員、當座委員、早川委員、横山委員 ( 以上 13 名 ) オブザーバー : 環境省近畿地方環境事務所 富岡第一係長 ( 財 ) 産業廃棄物処理事業振興財団 鈴木部長代理 事務局 : 嘉田知事、山仲琵琶湖環境部長、藤川循環社会推進課長、中村循環社会推進課主席参事、上田最終処分場特別対策室長 ほか
傍聴者	11 名
次 第	1 開会 2 議題 ( 1 ) 総水銀にかかる追加調査の中間報告について ( 2 ) 支障除去対策工法 ( 案 ) の検討について ( 3 ) 第 11 回対策委員会の運営について ( 4 ) その他 3 閉会
議事概要	<b>【開会】</b> ・ 知事挨拶  <b>【議題 ( 1 ) 総水銀にかかる追加調査の中間報告について】</b> ・ 「 1. 水銀に係る追加調査結果速報 」 ( 資料 1 ) を事務局より説明、併せて乾澤委員より補足説明。 ( 補足説明内容 ) 11 月 29 日に市 No.7 観測井の漏水を確認。12 月 10 日に薬注処理し、18 日に完了。12 月 19 日に ( 水位 ) 測定  ~ 質疑応答 ~ ( 梶山委員 ) ・ ( 地下水 ) 流向が経堂池下流側で前回調査と違う原因は何か。 ・ 水位測定の 24 時間連続データはあるか。 ( 事務局 ) ・ 原因は断言できないが、降雨の影響などが推定される。 ・ ( 経堂池下流側では ) 水位連続監視装置はない。 ( 梶山委員 ) ・ 測定毎に流向が異なれば結論はでない。リアルタイムで水位測定を何カ所かされたい。 ( 事務局 ) ・ 水位計等が設置できるか等を検討し、専門部会に諮りたい。 ( 梶山委員 ) ・ 水銀は非常に出にくい。EC と SS は K-1 で相当高い。K-1、K-2、K-3 とも汚染されている。この汚染は継続観測されているのか。 ( 事務局 ) ・ 新たな設置井戸での最初の調査結果で、継続的に観測する。

- (當座委員)・ 水質分析の採水日はいつか。  
 ・ 水質分析は1回では評価できないので1、2回追加されたい。
- (事務局)・ 採水日は12月17日です。(当概要書にて修正)  
 ・ 一斉測水も専門部会委員に伺い実施するのでその際に検討したい。
- (梶山委員)・ 調査目的は水銀汚染がRD処分場の影響が見極めるものか。  
 ・ EC や水位測定をリアルタイムで何カ所かで実施しないと把握できない。
- (事務局)・ 基本的には下流の総水銀検出がRDの原因か探るため。  
 ・ (地下水位からの)流れ方向と水銀の移動距離、検出される水銀の形態から検討して判断していくものと考えている。
- (梶山委員)・ 実施は否定しないが、水銀化合物の形態からの見極めは無理だと思う。むしろ地下水流向をきちんと把握しないと結論はでない。
- (當座委員)・ 市で24時間水位モニタリングしているポイントはどこか。  
 ・ K-1、K-2、K-3、市No.3、市No.7の水位測定をリアルタイムでされたい。
- (事務局)・ 専門部会で検討しておらず、委員意見を踏まえ検討する。
- (乾澤委員)・ 水位計は市のNo.1、No.3、No.8~No.10と県No.3に設置。
- (池田委員)・ 時期を考えると、今までのデータから推定して適切な対策工を判断すべきで、追加調査は切りがない。
- (委員長)・ そのあたりも専門部会で検討されたい。

【議題(2)支障除去対策工法(案)の検討について】

- ・「1.支障除去対策工法(案)について」(資料2)を事務局より説明。

~質疑応答~

- (早川委員)・ 2ページ目の「合意性」を「合理性」に修正されたい。  
 ・ 処分場の有害性を無害化する想定期間を各案毎に示されたい。
- (事務局)・ 廃棄物安定化はA案が工期より16年、3委員提案は13年。  
 B・C案は安定化のメカニズムがわからないため、現時点ではわからない。
- (早川委員)・ 同様の工法をとった事例はないのか。
- (事務局)・ 調査する。
- (梶山委員)・ (廃棄物安定化は)不確定要素が非常に多く、好気性・準好気性にする対策は不相当で、遮水壁の信頼性等の不確定要素もありB案C案も可能かわからない。
- (委員長)・ この辺りは最終的に工法の妥当性の検討時の問題となる。
- (尾崎委員)・ ガスの出方や埋立物が全くわからない状況での予測は困難。  
 ・ 廃棄物層と地下水帯水層の接触は危険で、対応を考える必要がある。
- (當座委員)・ B-1、B-2案はモニタリング期間と同じ5年で安定化するのか。
- (事務局)・ 5年間での費用を試算したもので、(安定化の)目安でない。
- (當座委員)・ B、C案も廃止基準をクリアできると説明した根拠は何か。
- (事務局)・ 水処理施設の稼働期間が不明の状況で、廃止基準をクリアできる時期は示せない。

- (當座委員)・ 「廃止基準クリア」と「クリア時期不明」は異なり、根拠や実績がないと納得できない。
- (事務局)・ 水処理施設で有害物除去でき、時期は不明だが廃止基準はクリアできる。
- (早川委員)・ 工事終了時期が見えなければ社会的な合意は得られず、選定条件の大きな要因となる。
- (事務局)・ 埋設物の情報がなく、(有害物質等の)除去を考慮する必要がある。
- ・ 一般廃棄物の最終処分場でも廃止基準を満たして廃止できる。適合までの期間が示せないだけ。
- (横山委員)・ 2m メッシュのボーリング調査により、有害物質だけの掘削除去となれば全量撤去より安価となるはず。費用を試算されたい。
- (早川委員)・ 廃棄物搬入先を甲賀市(クリーンター)に変更する際のコスト低減を試算されたい。
- (當座委員)・ 鉛含有土壌と処分場内のVOC、ダイオキシン類が検出した土壌部分、浸透水から重金属、VOC 検出地点から想定される汚染土壌部分を撤去する費用を試算されたい。
- ・ 廃止基準を満たし、10、15年で跡地活用できる対策を考えられたい。
- (委員長)・ 可能な範囲で算定できるか。
- (梶山委員)・ 2m メッシュであればボーリング数は60m メッシュの900倍、30m、40mのケーシング掘削等となるが、(全量撤去より)安価で土木的に可能ならば試算価値はある。
- (尾崎委員)・ 区画を決めて調べ、基本的に非常に有害なものの除去が環境を守る一番の方法。
- ・ 水銀はわからないが地下水汚染は処分場が原因であり、全量撤去には相当時間がかかり、有害なものの撤去が10年では遅く、非常に有害な部分は除去が基本。
  - ・ 調査により水みちができて新たな地下水汚染を起こす可能性があり、まず地下水汚染を止めて、調査や対策工を行うべき。
- (横山委員)・ 地下水層と廃棄物層の接触防止対策の検討はよいが、対策と効果ははっきりしないが、どの様な工事にいくら必要なのを知りたい。
- (當座委員)・ ケーシング(掘削や重機掘削)で、(汚染地点を)ある深さまで掘削除去することは可能であり、有害物を除去する対策を考えられたい。
- (事務局)・ 仮説で計算するため、現段階では難しい。
- (當座委員)・ 具体的な場所を限定して除去する提案なら、試算は可能か。
- (事務局)・ これまで生活環境保全上の支障を除去し、有害な物質があれば除去する対応を検討し、埋設物は詳細に調べられない前提で来てる。
- ・ 2m、5m メッシュの再度ボーリング調査で埋設物を調べて対応するのであれば、当初の枠組みと異なる。試算の可能性も含めて検討したい。
- (當座委員)・ 有害な物質の検出地点をケーシングで除去する試算をされたい。
- (事務局)・ 中断中の掘削調査は住民と県の情報から有害物質があると推定される場所を調べるもので、まさにその除去費用の試算となる。

- ・ 単純に深さ 30m、40m まで垂直に掘削できない（安定勾配で掘削する）ので、簡単に試算できないが検討したい。
- （當座委員）・ 中断している掘削調査の結果により除去の検討が必要だが、これまでの調査結果から廃止基準をクリアするために 30m ケーシングで除去する費用を試算されたい。
- （事務局）・ 別途もう少し詳細に説明を聞いて試算可能か判断したい。
- （横山委員）・ 対策工として調べながら除去する工法を考えられたい。
- （池田委員）・ 工法を選ぶ目的は、生活環境上の支障の除去であり、支障除去レベルが事務局と住民の方と技術的に考えている方で異なる。
  - ・ まず 4 案共通の汚染対策は早急に行い、それから最終的に求めるレベルを見極めないと試算ばかりで労力と時間を浪費するだけ。
  - ・ 支障除去に国の支援を受ける部分とそれ以外を整理する必要がある。
- （委員長）・ 委員からの要望は事務局で可能なものは対応されたい。
- （高橋委員）・ 問題発生から随分長い期間が経過しており、対策工も長期に及ぶと地元は大変な状態となる。ある程度短い工期で始め、将来の変化に対応できる仕組みで進められたい。
  - ・ B 案で行い、今後の変化に応じられる仕組みを加えられたい。
- （委員長）・ 掘削調査の結果、検証委員会の報告等を踏まえて、判断すべきである。

・「3. 対策工等に対する各委員のご意見」（資料 3）により討議。

～ 質疑応答 ～

- （委員長）・ 西市道側法面の崩壊による支障のおそれは、恒久的、暫定的なものかは別として安定化を図る必要があることで一致しているが。
- （梶山委員）・ 今日是对策工の議論をする日ではないのか。（以前の議論の確認には）延々と時間がかかり、対策工の議論に集中されたい。
- （委員長）・ A 案か B 案かという議論は掘削調査が終了せず、検証委員会報告も一般住民の意見聴取もされていないので、時期尚早である。
- （梶山委員）・ 今年度中に対策工を決めたいと知事の話もあり、今やるべきは対策工の検討。
- （委員長）・ 昨年第 1 回委員会が開催された時点では 1 年で対策工案を出すと想定されたが、現在掘削調査が（中断しており）終了していない。
- （池田委員）・ 資料 3 は事前配布でないため個々の中身の議論はできない。
  - ・ 工法の議論、なぜ A 案・ B 案がいいのか、B 案の問題点等議論すべき。
- （委員長）・ 委員会は県のとるべき対策を議論すべきで、そのためには県の責任の程度が当然関係し、当然財政面での制約もあり、抽象的に議論をしても余り意味がない。
- （早川委員）・ 実際の工法選定は行政側が最終決断するもので、委員会は独自に対策工法に優先順位をつけて答申すればよい。
  - ・ C 案の支持はなく、A 案 2 つ、B 案 2 つまで絞られてきた。
  - ・ 緊急対策を先行するか、全体計画を定めてからか詰める必要がある。
  - ・ 最終目標の答申を議論すべき。
- （横山委員）・ 最終答申を議論する期間の問題がある。委員会答申が県議

会で（対策費用が）10分の1ということもあり得る。

・ A、B、C案はたたき台であり、最終案を早く出さないといけない。  
（梶山委員）・ 各案の共通点として、緊急対策として遮水壁、上部からの浸透防止がある。

・ まず緊急対策を行い、有害物撤去のための対策として調査することは可能。その先の工法検討は別の委員会等で検討すれば年度内にまとまる。

（委員長）・ 最終的な対策工の選択は知事の決定事項で、委員会は知事に参考意見を述べる権限を持つが、財政、社会、経済的制約のもと実現可能な案を答申せざるを得ない。

・ 検証委員会で県の責任が重ければ、財政上の制約はあるが県の負担が必要。

・ 西側法面の安定化、覆土等、遮水壁の意見が強いため確認し、意見を訊いた。

（池田委員）・ 個別的な議論より全量撤去案か、対症療法的な案か、大筋の議論が必要。

（委員長）・ 今の段階で決めることは無理で、財政的な制約もなく、かつ周辺住民に対する環境上の影響など何の制約、前提もなければ全量撤去すればいいに決まっている。

・ 前提なしに各案の可否を検討しても現段階では余り意味がない。

・ 現段階では、取り入れるべき課題について、少なくとも意見の一致を見たい。

（早川委員）・ 3月までの委員会答申の目標を委員長はどこに置くのか。

・ 目標が変わっていくのなら対応可能にすべきで、A案とB案かの議論になっており、両案に共通する遮水壁、焼却炉の撤去はある程度合意できるのではないか。

・ 合意事項を積み上げ、残る問題を継続審議することも現実的な案ではないか。

（委員長）・ この後の遮水壁の問題も地下水汚染の支障で議論にも入る予定だが。

・ 委員会として、3月の初めぐらいに答申をまとめたい。

（梶山委員）・ 遮水壁等の緊急対策はほぼ合意されたので、答申内容は緊急対策とその後の有害物除去する工法を検討するまでしか議論できないのでは。

（委員長）・ 各委員の意見内容を集約しているところだが。

（當座委員）・ 生活環境保全上の支障、達成目標のまとめ方がよくわからない。

（委員長）・ 焼却炉問題等は除染して解体撤去することで委員意見が合致し、答申に含めるが、遮水壁の位置づけ・評価は委員により少し異なる。

（事務局）・ 最終的には県議会、県民と協議し諮って対策工を選択するので、可能ならば委員会で優先度の高い案を総意でまとめられたい。

・ 本日の議論で遮水壁は必要と集約され、現時点では緊急と恒久対策のセット案の検討を進め、途中で必要に応じて柔軟に対応すべきでは。

・ 有害物除去は必要で、全量撤去までかどうかを議論され合意があれば、一段踏み込む案を提示するので次回に協議されたい。

- ・ 當座委員が提案されたいつ廃止できるかの議論は対策とあわせて考える必要があり、そこに議論が入ると空回りするのでは。
- (横山委員)・ 遮水壁は合意したのか、実績や効果を調べられたい。40m遮水壁の実績はない。
- (委員長)・ 意見を述べておられない委員に伺い、少なくとも各委員が一致できるところ、焼却炉問題などを確認したい。
- (池田委員)・ 40m 規模の遮水壁の実績がないからできないのではなく、実際にせざるを得ない。技術的なものに完璧なものはない。
- ・ お金がない前提条件は明らかで、支障除去対策が十分かの判断は必要。全量撤去にお金と時間をかける必要性とB、C案でも可能か議論すべき。
- (委員長)・ 県が負う財政的負担は過去の経緯等に絡み、県がRD社と同等の責任を負うなら原状回復するべきことになる。
- (當座委員)・ 許可容量を超える廃棄物は県の責任として出された上で対策をとられたい。
- ・ 検証委員会資料に関して説明いただけないか。
- (事務局)・ 検証委員会は総務部が所管し、途中経過であり説明できないことを了承されたい。
- (池田委員)・ 県の責任でこんな状況になったのに、確定まで議論できないことはおかしい。
- (事務局)・ 責任の有無は重要なことで、財源がないから県が対策を実施しないことにならない。
- ・ 効果的、合理的に行い、必要な財源は県民に理解いただき調達することで臨む。
- (早川委員)・ 今後の議論の進め方について、整理をお願いしたい。
- (委員長)・ 1月14日に住民の方々に意見聴取、意見交換し、2月23日には検証委員会報告も出て、取るべき対策工を検討し、3月上旬にもう一度検討して最終的にまとめたい。
- (早川委員)・ (当日配布の委員提供資料について)管財人が土地所有権を放棄する報道があるが、公費を使って処分場をきれいにした後、誰が取得するかわからないことに納得できない、答申に加えられないか。
- (委員長)・ (所有権、跡地活用について)対策委員会の付託事項に入るのか。
- (事務局)・ 対策委員会の設置要綱、県対応方針には跡地活用は含まれず付託事項でない。
- (當座委員)・ 対応方針にはないが、議論できないのではないので、議論されたい。
- (委員長)・ 付託事項に入っていないので、議論をしてもよいが答申本文には書けない。
- (早川委員)・ 対策委員会は処分場問題の再発防止のためにすべきことを答申する責務があるので、検証委員会報告が必要と理解している。
- (委員長)・ 跡地(利用)対策が答申本文には入らないことは別に矛盾しない。
- (當座委員)・ 県対応方針の課題に「施設管理問題」があり委員会としてコメントされたい。

- (梶山委員)・ 県が生活環境保全上の支障除去の措置をとることは、所有権の一部に關与し、前提として県の土地取得の有無により対策も異なることから、所有権は大きい問題である。
- (横山委員)・ 不動産の所有権を放棄することは、国有地になるのか。
- (委員長)・ 民法では不動産の所有権放棄はできなかつたはずだが、梶山委員いかがか。
- (梶山委員)・ 多分、不動産(の所有権放棄)はできないが、動産の場合はごみとして捨てることは所有権放棄の意思表示となる。
- (事務局)・ 管財人が土地所有権放棄すると、管理主体のないRD社の所有に戻り、破産しているため、清算人が立つが(清算するために管理するが)経費はでない。
- (横山委員)・ RD社あるいは清算人は売却できるのか、所有権問題を整理されたい。
- (事務局)・ 新たな土地の所有者にも、基本的に支障除去の措置命令をかけることは可能で、県はRD処分場の状況を土地取得したい人、抵当権者には説明している。
- (梶山委員)・ 引取り手は決まっているのか。
- (事務局)・ 決まっていない。処分する権利は破産管財人と抵当権者にある。
- ・ これまでに処分場の状況を1事業者の説明している。
- (早川委員)・ (対策委員会)所掌事務に当然所有権の問題は入らざるを得ず、答申に入れたい。
- (委員長)・ 立法者意思説とは違うよう。
- (梶山委員)・ 今後の工法やモニタリング時には土地の占有や所有は大きな問題であり、前提として議論が必要である。
- (事務局)・ 土地所有権にかかわらず、廃掃法に基づき事業実施する。
- ・ 管財業務中に所有権放棄されてない事例もあり、管財業務を終了したい意向のよう。
- (梶山委員)・ 管財業務中に焼却炉を撤去した事例があるが、負の遺産を管財業務中に放棄許可を裁判所は簡単にしないはず。
- (事務局)・ 東京高裁には処分場問題に関して慎重に扱うような指針があると確認しているが、京都地裁でも同様に管財業務にも慎重を期すよう考えられるかはわからない。
- (池田委員)・ 委員会が答申しても、所有者が今後かわると何の意味も持たなくなるのか。
- (事務局)・ 廃掃法による措置命令は土地所有権と無関係であり、それを代執行で行う。
- ・ 県が現時点での土地取得やその判断は時期尚早だが、土地所有権により対策工が進まなければ配慮したい。
  - ・ 委員会は対策工が達成されるために土地所有権に言及することについては可能と思う。
- (竹口委員)・ (県が)対策工を続ける保証として県に所有されたい。栗東(新駅)の新幹線問題のように知事がかわって中止では困るため。

【議題（３）第 11 回対策委員会の運営について】

・委員長から開催実施（案）配布、説明。

～質疑応答～

（早川委員）・ 北尾自治会、小野自治会の方たちへの対応の進捗状況はいかがか。

（事務局）・ 本日付で栗東市から各自治会長あてに、時間と場所と目的を案内した。

（乾澤委員）・ 本日午前中が自治会長への年内最終発送であり、案内ビラの回覧を全自治会に依頼した。

（當座委員）・ 周辺の地元に対策室名での文書を市と県で全戸配布されたい。配布には協力する。

（池田委員）・ 各工法比較資料と資料 3 の各委員の工法への意見集約部分も配布されたい。（了承）

（梶山委員）・ 当日の司会進行は、論点をまとめてコーディネートしないと脈絡のない言い合いが想定され、委員長の役割は大事。

（委員長）・ できるだけ努力するが、そのような際は牽制いただき助力をお願いする。

・ 会場で配付する資料は、10 日までに事務局へ原稿を提出されたい。

（乾澤委員）・ 各戸配布は自治会長へのお願いとなり、一律的に全戸配布は難しい。

（當座委員）・ 市、県職員で各戸配布が一番よい。時間がないので協力されたい。

（事務局）・ 職員動員は考えていないが、最大限情報が伝わる合理的な方法を検討する。

（早川委員）・ 経堂池への排水を反対される小野自治会、掘削調査を反対される北尾自治会と一緒に対策工を考える機会にすべきで、参加されないことが危惧される。

・ 当日は地元外の党派的発言も想定されるが、真剣に誠実に話し合う場にすべき。

（横山委員）・ 栗東市環境委員会が 9 日に開催されるので、議論してできる限りのことをしたい。

（當座委員）・ 全戸配布は私が可能な範囲で行うので、（案内）ビラを何部か用意されたい。

（事務局）・ （最大限情報が伝わるように）事務局としてやる。

（勝見委員）・ （当日の）対策工説明資料と説明について、各案（A 案 2 つ、B 案 2 つ、C 案、D 案）の議論が同じウエイトであるよう工夫されたい。

（横山委員）・ （提案した案（E 案）は）可能ならば資料を用意し、最後にでも紹介する。

（委員長）・ 地元住民の意見、掘削調査結果を踏まえ 2 月 23 日の対策委員会で対策工の検討を本格的に行いたい。

【閉会】